

東北地区スポーツ推進委員協議会表彰規程

第1条 この規程は、本会規約第4条第5項に規定する表彰に関し必要な事項を定める。

第2条 スポーツ推進委員に在任中で、その期間が15年を経過し、次の各号のいずれかに該当する者を表彰する。ただし、全国連合の普通会員であり、「スポーツ推進委員手帳」、「みんなのスポーツ」のいずれかを、購入または購読していることを条件とする。

- (1) 多年にわたり、本協議会の発展に功績のあった者
- (2) 多年にわたり、地域の社会体育振興に功績のあった者
- (3) 多年にわたり、各種研修会に参加した者
- (4) 前各号の他、本協議会の事業に顕著な実績のあった者

第3条 各県協議会は、前条に該当する者について、被表彰者推薦者名簿を作成し、毎年5月30日まで会長に提出するものとする。その際の推薦者は各県会長とする。

第4条 会長は、前条により推薦された候補者について審査し、決定する。

第5条 表彰は、東北地区スポーツ推進委員研修会の開会式時に行う。

第6条 表彰者の功を顕彰するため表彰者名簿に登載し保存する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日より施行する。

昭和61年6月20日一部改正

平成4年7月17日一部改正

平成9年7月11日一部改正

平成11年11月10日一部改正

平成22年7月9日一部改正

平成23年10月6日一部改正（スポーツ基本法施行による）

平成24年8月23日一部改正

平成25年7月11日一部改正

平成27年7月9日一部改正

平成30年7月5日一部改正

令和2年11月20日一部改正

令和5年7月6日一部改正

令和6年7月11日一部改正